

第87課 株式会社—株式会社の機関（取締役の義務と責任）

ここでは、会社の業務執行の意思決定とその執行を行う取締役・代表取締役の義務や責任について簡単にみてみよう。株式会社においては、会社の所有者である株主は、自分が株式を引き受けあるいは買い受けた際に支払った金額、つまり出資金額の限度でのみ責任を負うことはすでに学んだ。そしてその出資は株主となったときにはすでに果たしてしまっているので、株主にはそれ以上の義務や責任はこれとっていない。

これに対し、会社所有者である株主らから経営を任された取締役らは、いわば他人の財産を管理運営しているわけであるから、それ相応の重い義務と責任が課される。

まず、取締役の一般的義務について考えてみると、会社と取締役との関係については、委任の規定が適用される（商法第254条第3項）ので、取締役が取締役会の構成員として職務を行い、または代表取締役に選任されてその職務を行うにあたっては、善良な管理者の注意義務を負う（民法第644条）。この「善管注意義務」について、商法は、「取締役は法令・定款の定めと株主総会の決議を遵守し会社のために忠実にその職務を遂行する義務を負う」（商法第254条の3）としてその趣旨をさらに明確にしている。これを**取締役の忠実義務**という。

さらに、商法は、取締役が会社の業務執行に専念し、取締役自身や第三者の利益のために会社の利益を犠牲にしたりするようなことがないように、より具体的な規定を設けている。商法第264条の「**競業取引の規制**」と商法第265条の「**利益相反取引の規制**」がそれである。

次に、取締役は、法令・定款に反して違法な行為をして会社に損害を加えた場合にはこれを賠償する責任があることは民法の一般原則や委任の趣旨からして当然であるが、商法はさらにこれを強化し、商法第266条に取締役の責任についての詳細な規定を置き、一定の行為については故意や過失がなくても責任を問うこととするとともに、簡単にはその責任を免れられないような仕組みを作っている。また、違法な行為をした取締役の責任追及については、仲間の取締役がその責任追及をためらうことがあることを考慮し、個々の株主に対して取締役の責任を追及する特殊な訴訟（**株主代表訴訟**）を提起する権限を与え、さらには当該取締役の行為を差し止める手続きも設けている（商法第267条、第272条）。さらに、取締役の責任は会社に対するものばかりに限られない。会社外の第三者に会社はその行為により損害を加えた場合には、法人の不法行為（民法第44条）として会社自体が賠償責任を負うが、この場合、取締役に重過失があった場合には、その取締役個人も会社と連帯して第三者に対する損害賠償責任を負うことになっている（商法第266条の3第1項）。

1 重要語句

a 善良なる管理者の注意義務・取締役の忠実義務

他人の事務を委任されている者や、他人に引き渡すべき財産を保管している者が一般的に課される義務が「善良なる管理者の注意義務」である（略して「善管注意義務」という。民法第400条、第644条参照）。何が「善良な管理者の注意」であるかは結局場面に応じて考えていくほかないが、一般的に言えば、他人の財産を預かったり、管理したりしているのだから、自分自身の財産を取り扱っているときよりも一層慎重な取り扱いをしなければ、という注意義務であると理解することができる。そして、日本の最高裁判所は、商法254条の3に規定されている取締役の忠実義務というのは、委任の規定（民法第644条）に基づいて取締役が負う善管注意義務の内容を説明し、一層明確にしたものである、と理解している。しかし、学界では、この取締役の忠実義務というのは、民法第644条の善管注意義務とは少し趣旨が異なり、「自己または第三者の利益を会社の利益よりも上位に置いてはならないとする義務」であると考えている。

b 競業取引の規制

会社の営業の部類に属する取引について、これを取締役が自己あるいは第三者の利益のために自由にできるとしてしまうと、会社の利益が害される恐れが大きい。そこで、商法は、取締役がこのような取引を行う場合には取締役会の事前の承認を得ることを要求し（商法第264条第1項）、取締役がこれに違反したときは、損害賠償責任を負わせ、また、その取引に会社として介入することができるようにしている（同第3項、第4項）。

c 利益相反取引の規制

同様に、取締役が自ら当事者として、あるいは他人のための代理人や代表者として会社と取引を行う場合も、会社の利益を犠牲にして自己または他人の利益を図るといった弊害が生じる恐れがある。そこで、商法は、この場合にも競業取引の規制と同じような規制を設けている（商法第265条第1項、第2項）。

d 株主代表訴訟

取締役の責任追及は本来会社自身が行うべきものであるが、取締役の仲間意識などから、他の取締役が、違反をした取締役の責任追及を怠ることが考えられる。そこで、取締役が会社に対して負っている債務については、6か月以上継続して株式を保有している株主は、取締役に対して裁判所に訴えを提起するように求めることができ、これに対して会社が60日以内に訴えの提起をしない場合は、自ら会社のために訴えを提起することができる。この訴えを「株主代表訴訟」といい、通常の民事訴訟とは少し違った特殊な訴訟となっている（商法第267条、第268条参照）。